

I しまねの社会教育への期待とその役割

平成27年10月に、地方創生を進めるための「島根県総合戦略」が策定され、豊かな自然、古きよき文化・歴史、特色ある地域資源、温かい地域社会などの強みを活かし、「子育てしやすく活力ある地方の先進県しまね」を目指し、人口減少に対応しながら魅力ある地域社会を維持・形成していくことが示されました。

県内では、人口減少が進み、地域を維持していくことが難しいところもでてくることが予想されます。こうした状況を乗り越え、新たな地域社会へと転換していくためには、子どもから大人まで幅広い世代の住民一人一人の能力の向上、底上げが必要となります。この能力を中教審答申では、子どもについては「生きる力」、成人については「総合的な力」とし、生涯に渡って多様な場で、様々な学習経験を積む中で身につけられるものとしています。地域を守り、創っていくのは、住民一人一人であり、多種多様な学びの機会をとおして、地域に関心をもち、地域の役に立とうとする当事者意識と使命感を育み、地域のために動こうとする実践力・行動力を高めていくことが社会教育に強く求められます。

1 「地域づくりを担う人づくり」における社会教育の役割

社会教育は、人を育て、地域づくりを進めます。人口減少に対応し、地域を維持・発展させていくためには、地域住民としての当事者意識をもち、地域課題解決に向けた積極的な行動につながる学びが求められます。

社会教育は、こうした学びをとおした人づくりを進め、人と人とのつながりによるコミュニティ形成を図るという役割があります。社会教育を進めていくことが地方創生の実現につながる持続可能な地域づくりの基盤であり、社会教育の重要性はますます高まっています。

社会教育は、学校又は家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のことであり、社会や地域が抱える必要課題も視野に入れた計画性をもつ組織的且つ系統的な学びの場を設定し、実践する教育です。

また、学びをとおして、地域住民が自らの能力やスキルを高め、その成果を地域活動に生かす「人づくり」、住民主体の活動が地域課題の解決や地域の活性化につながる「地域づくり」を推進するという意義があります。住民同士が学び合い、教え合う相互学習を通じて、人と人との絆を強くし、学びをとおして地域住民の自立に向けた意識を高め、協働による地域づくりの実践に結びつけていくことも大きな働きです。

2 しまねの社会資源を生かした人づくり

近年、無縁社会ということばが聞かれますが、しまねにはコミュニティを形成する人と人の豊かなつながりがあります。地域の課題を解決していくために基盤となる人と人のつながりは、しまねの強みでもあります。この強みを活かし、しまねならではの人づくりを進めていく必要があります。

地域への関心を高め、公德心・公共心を育むのは、ふるさとや地域への思いであり、こうした地域への思いが地域をつくり、地域が人をつくるという循環をつくっていくということを社会教育に期待するところです。

地域の中には、自発的な意欲がある人、地域づくりにアイデアをもっている人がいます。そうしたリーダーを発掘したり、リーダーが育っていく環境づく

りをしたりすることも重要です。一方、リーダーのような一部の住民だけが地域づくりに関わるのではなく、地域づくりを積極的に担う人、それを支える人、できる範囲で参加する人、次世代として地域づくりに関わろうとする人など、住民一人一人にそれぞれの役割と出番があります。できれば、子どもから大人まで、全ての住民が地域のことを考え、地域に関わっていこうとする意識を高めることも、地域を維持・発展させていくためには必要です。

こうしたリーダー育成や住民一人一人の参画意識の向上等、地域住民総動員で未来を創っていこうという動きを創ることを社会教育は担っています。

(1) 子どもの頃から社会で育てる子どもたち

地域を担う人づくりを進めるためには、地域の現状を見つめ、地域課題を自分たち自身で解決することをおして、よりよい地域にしていこうという当事者意識と実践力を高めていくことが求められます。

そのためには、子どもの頃から、地域の人との関わりの中で、自分も地域の一員という意識を高めていく必要があります。地域課題に気づいたり、探求したり、思考したりする経験を繰り返すことで、そうした意識が高まっていきます。

また、子ども時代だけでなく、青少年期、青年期、成人期、高齢期等の世代に応じた役割とそのための支援の在り方を考えていく必要があります。

(2) 住民が主体となった地域での学びと実践の場

人生を豊かにするには、個人の要望やニーズに基づいた学びが大切ですが、今後は、個人のため、個人の幸せのための学びから、地域に関わろうとする地域の構成員としての当事者意識・市民意識を高めるための学びが大切です。

地域に関心をもつ、地域に関わろうとするための学びは、地域に住む多様な人との関わり・つながりの中で行われてこそ、意義があり、学びそのものも深まり、その効果も高まります。そして、住民がもつ専門性や知識、経験などを活かしながら課題解決を図ろうとする実践へとつなげていくことができます。こうした住民主体の学びの中で、「自分たちの地域は自分たちで」という意識が高まり、地域づくりの主体者としての意識が育っていきます。

Ⅱ 社会教育行政の基本理念と「地域づくりを担う人づくり」への提案

人づくりを進め、住民が主体となった地域づくりへつながるような支援や環境整備を県としていかに進めていくのかについて、第Ⅰ章の考え方をもとに、県社会教育行政の基本理念と今後の方向性や期待する施策について述べることにします。

1 基本理念

社会教育行政は、社会教育を推進するための条件整備を行うとともに、環境の醸成を図り、社会教育活動を奨励することが役割です。

社会教育行政としては、住民主体の活動が展開されるように環境づくりや条件整備をすること、人づくりにつながる教育活動を進めることの両面に取り組んでいく必要があります。

また、社会教育を進める団体・組織等の活動が活性化するように情報提供をしたり、支援をしたりすることも必要となります。

(1) 目指すのは社会教育の先進県

しまねは、人と人との豊かなつながりの中で人が育つという強みを生かした社会教育の先進県を目指すことで、一人一人に出番と役割があり、全ての県民が住みやすく暮らしやすい地域づくりを進めることを望みます。

(2) しまねならではの資源を生かした教育環境の整備

しまねの自然、歴史、伝統、風土等の教育資源を最大限に生かして、豊かな感性と社会への参加・参画意識を育てる教育環境を整備することが必要です。

2 「地域づくりを担う人づくり」への提案

(1) 学校・家庭・地域が連携・協働した取組の推進

島根県では「ふるさと教育」の名のもとで、10年にわたって地域ぐるみの教育を推進して、多くの成果を挙げてきています。今後も、地域の未来を担い、未来を創り出す子どもたちの健やかな成長のため、また、ふるさとへの愛着や誇りをもち、地域に貢献しようとする子どもを育成するために、家庭（保護者）、地域（住民）など地域住民全てが子どもたちに関わる当事者としての意識を高め、積極的に関わっていく教育を推進する必要があります。

そのためには、それぞれの役割と責任を自覚し、連携・協働しながら教育の場としての機能を発揮することや、地域住民がサービスを期待する受け身から、それぞれが主体となって子どもたちに関わっていくことが求められます。また、学びをとおして住民同士が関わったり新たな関係性を築いたりしながら、大人も子どもも学び合い育ち合う環境づくりが必要となります。

① 地域ぐるみでの子どもたちを支援する体制づくり

島根県教育委員会では、地域ぐるみで子育ての諸活動を支える取組として、

平成 24 年度から「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」を展開し、学校・家庭・地域が連携し、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等を行ってきました。これらによって、それぞれの地域で積極的な取組が進み、一定程度の成果をあげてきたと言えます。

平成 27 年 12 月には中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が出され、学校支援から学校と地域との連携・協働へという方向性が示されました。このことは、従来の「支援」から双方向的な「連携・協働」への移行を求めるもので、現在の取組を一層進めるとともに、学校・家庭・地域との連携に、企業や PTA、各種団体等の幅広い主体の参画による連携を促進する体制づくりが必要です。

島根県で推進してきた家庭教育支援については、親学事業の更なる拡大に加えて、家庭の日の啓発と関連事業の開発、職場単位や「公民館」単位での学習活動等とおして、一人でも多くの県民に情報や学びが届くような更なる工夫を望みます。

② 多極間の交流・つながりの場づくり

地域ぐるみでの子育てや社会全体で取り組む子育てを、より効果的に展開していくためには、様々な多極的な属性の人・団体・組織との交流、連携が不可欠です。世代間はもちろん、職場やグループ間、異業種間等の交流を有機的に形成して、親・保護者同士の連携がより効果的に実現するような支援体制を、市町村や企業、NPO、大学等を含めた体制の中で築くことが必要です。

また、大学、NPO、企業、民間団体等においても、社会や地域に貢献する公共性の高い活動が取り組まれています。今後は、こうした社会における様々な学習機会の提供を貴重な活動と捉え、官民相互の連携・協働体制を築くことが求められます。

(2) 地域づくりに向けた体制づくりへの支援

地域での実践活動につなげていくためには、住民の学びを支援する仕組みや体制づくりが必要です。こうした支援体制などの機能を有するのが社会教育を進める拠点である社会教育施設です。社会教育施設には、公民館等（以下「公民館」とする）、図書館、博物館、青少年教育施設等があり、それぞれの施設において、地域を担う人づくりに向けた意図的な取組が必要です。中でも、多くが小学校区単位に設置されている「公民館」は、住民の学びを支援する仕組みや体制づくりの中核をなしています。

また、地域には、PTA、子ども会、婦人会、青年団等の社会教育関係団体や NPO、企業、民間団体等があり、社会教育諸活動のフィールドとして、地域の実態に応じた学びを提供したり、住民活動を支援したりしています。地域における人づくりを進めるためには、社会教育関係団体や NPO・企業・民間団体等の活動を活性化し、地域づくりに向けた体制づくりが求められます。

①「公民館」活動をととした人づくりの重要性

「公民館」は、人が集い、学び、つながりをつくりながら、地域での実践活動に発展させていくという社会教育機能を有する施設です。島根県における「公民館」は、全国に誇る活動を展開している「公民館」が数多くある一方、財政的、人的な面において格差もみられ、十分な活動ができていない「公民館」もあります。くまなく「公民館」における人づくりが進められるためには、「公民館」活動の充実につながる支援を行う必要があります。

「公民館」において地域課題解決に向けた学びの場の提供、学んだ成果を生かし実践化に向けた動きを創る活動などに積極的に取り組んでいくために、住民を主体とした地域課題解決に資する取組を行う「公民館」に対し、財政的な支援と人的体制の支援充実は極めて重要であり、「公民館」における人づくりの取組が一層進むように、人づくりの考え方や手法・ノウハウ等を継続的に周知・啓発することも必要です。

②人づくりに向けた社会教育関係団体等への支援

社会教育法によって定義される社会教育関係団体とは、①法人であること、②公の支配に属さないこと、③社会教育に関する事業を主目的とすること、とされています。社会教育関係団体の活動が活発かどうかは社会教育活動のバロメーターともされています。

その上で、しまねにおける社会教育関係団体の活動内容を把握するなどの実態把握とともに、各団体等の関係性の把握、各団体等への情報提供や支援・援助が必要です。さらに、各団体等の情報交換や交流の場を設定するなどのネットワーク化を図ることが更に大切です。

また、既存の団体だけでなく、新たな団体の育成や運営支援を行うことで多様な人づくりに向けた取組が県内で展開されます。

(3) 行政の役割の見直し

人口減少に対応し、地方創生の実現を図るために取り組まなければならない地域課題は多岐にわたっており、一つの行政部署だけでは対応できないこともあります。

また、平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育行政の執行者である教育長を首長が直接任命することとなりました。このことにより、教育行政の運営方針や事業展開が、首長部局の様々な活動と、より一層連携できるようになりました。

こうしたことから、行政部局間の壁を低くし、行政内の各部課との連携・協働を一層図ることにより、効果的・効率的な事業実施を目指すことが求められます。

① 県の重点施策等との連動

我が国の「第 2 期教育進行計画」や平成 27 年 2 月の中央教育審議会答申において、社会教育の重要性が示されました。「島根県総合戦略」や島根県教育委員会が策定した「しまね教育ビジョン 21」においても、社会教育が担うべき役割やその重要性が明示されています。今後は、県の重点施策の中

に、人づくりを進める社会教育の使命を一層明確に位置づけ、県の諸施策や事業と連動させるとともに、社会教育をより積極的に推進する方向性を示されることを望みます。

② 首長部局との連携

地域課題を解決し、持続可能な地域づくりを進めるためには、社会教育行政と首長部局との連携・協働は欠かせません。これまでも地域振興、福祉、健康、環境などの各分野で行政主導の取組が進められてきました。しかし、活動ありきで進めてしまうと、住民主体の継続的な取組とならないことがあります。

そこで、社会教育における人づくりと首長部局での実践活動支援とを連動させることが必要です。例えば、「公民館」での組織的な学習活動の中で、地域課題とその解決に対する必要性の認識が深まり、その成果が生かされる実践の場が、行政部門が支援する地域振興等の諸活動です。

こうした学びの活動と実践の活動を有機的に結びつけるうえで、教育委員会と首長部局の緊密な連携と協働体制は極めて重要であり、今後の地域づくり活動が行政主体から住民主体、地域主体へ移行するためにも、「つなぎ役」の明確化や役割分担など緊密な連携と協働をするための体制づくりの充実・強化が求められます。

Ⅲ 審議経過

| 日 | 会議名 | 主な審議内容 |
|--------------|-------------|--|
| H27年 5月 29日 | 教育委員会からの諮問 | |
| H27年 12月 21日 | 第1回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 作業部会長の選任 答申の骨子案原案の検討 社会教育行政の取組として盛り込む内容の検討 |
| H28年 1月 27日 | 第2回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 骨子案の検討 |
| H28年 2月 16日 | H27年度第2回会議 | <ul style="list-style-type: none"> 答申の全体的な構成（骨子案）の検討 答申案作成に向けての意見交換 |
| H28年 3月 9日 | 第3回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 答申案の検討 |
| H28年 3月 23日 | H27年度第3回会議 | <ul style="list-style-type: none"> 答申案の検討 答申案作成に向けての意見交換 |
| H28年 4月 25日 | 第4回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 答申案の修正 最終案の作成 |
| H28年 6月 9日 | H28年度第1回会議 | <ul style="list-style-type: none"> 答申案の検討・修正 |
| H28年 6月 22日 | 教育委員会への答申提出 | |

IV 島根県社会教育委員名簿

島根県社会教育委員名簿

任期:平成26年6月24日～平成28年6月23日

(平成26年8月7日 一部改選)

(平成27年4月23日 一部改選)

(平成27年7月21日 一部改選)

| 氏名 | 役職 |
|---------|---------------------------------|
| 安部 隆 | 島根県町村教育長会会長(奥出雲町教育長) |
| 有馬 毅一郎 | 島根大学名誉教授 |
| 飯庭 久美子 | 島根県国公立幼稚園・子ども園長会会長(松江市立幼保園のぎ園長) |
| 門脇 裕 | 公募委員 |
| 栗栖 真理 | 浜田まちの縁側代表 |
| 佐田尾 志おり | 江津市立渡津小学校校長 |
| 高尾 雅裕 | 山陰中央新報社 論説委員会委員長 |
| 多久和 郁江 | 島根県PTA連合会母親委員会副委員長 |
| 竹田 尚子 | 松江NPOネットワーク代表 |
| 田中 恭子 | 島根県立大学総合政策学部准教授 |
| 長岡 誠 | 島根県公民館連絡協議会会長 |
| 藤井 伸治 | 美郷町立大和中学校校長 |

(敬称略・50音順)